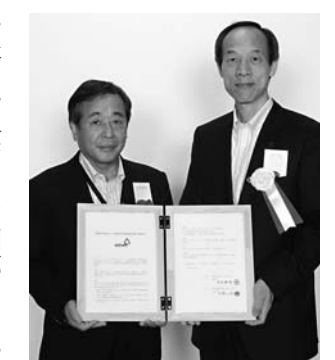


みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の調印 豊かな森から出される木材を都市へ

本町は7月8日、港区立エコプラザ（東京都港区浜松町）で、港区が創設した間伐材を始めとする国産材の活用を促進する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の協定を結びました。本制度は、都市部の間伐材を始めとした国産材の活用を通じて日本の森づくりを進め、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることで、林業の活性化と低炭素社会の実現に役立てようとする制度です。



港区立エコプラザでの調印式のもよう。



港区長（右）と佐藤町長

治体は、全国の山間部を中心に32自治体あり、本町は県内で初めての協定締結となりました。今後は、10月から制度運用を開始。港区内の建築物に、協定を結んだ自治体からの木材を積極的に活用していく予定です。材価の下落や山林所有者の高齢化などを背景に、林業の厳しい状況が続く中、本制度を活用することで、「新たな木材の流通経路を開拓、林業振興に結びつける」ことを期待しています。また、木材供給だけではなく、首都圏へ本町をアピールする絶好の機会ととらえ、特産品や観光面などの魅力も同時に売り込むことで、交流人口の増加にも結び付けていきたいと考えています。

産業課 ☎(56)22226

SLに、会いに行く。

10/7 ▶ 10/10
fri mon

SLフェスタ2011 Steam Locomotive Festival

- | 新金谷駅 | 千頭駅 | ローズアリーナ(島田市) |
|---|---|---|
| <p>●10月7日 昼
SL乗車体験、転車台OPセレモニーと手回し体験、SL列車体験、PRブース・物産販売・フードコート、グッズ販売、写真教室&写真展</p> <p>●10月8日 昼
SLサミット、SL列車体験、PRブース・物産販売・フードコート、グッズ販売、SL重連・電気機関車走行</p> <p>●10月9日 日
SLフェスタINかなや、SLトークショー、PRブース・物産販売・フードコート、グッズ販売、写真教室&写真展、SL重連・電気機関車走行</p> <p>●10月10日 日
グッズ販売、写真教室&写真展</p> | <p>●10月7日 昼
クラウンパーティー、物販・体験コーナー（9日まで）、家族の似顔絵書き</p> <p>●10月8日 昼
SL列車大集合、SLサミット歓迎セレモニー（川高生赤石太鼓）、鼓動&躍動ライブステージ（町内外パフォーマーによるステージ）</p> <p>●10月9日 日
SL列車体験（転車台手回し・運転手体験・レールスクーター体験）、列車GO!ワンダーランドへ出かけよう、だめじゃん小出の鉄道トークライブ、けん玉パフォーマンスショー、中国雑技張海倫の高椅子アクロバットショー</p> | <p>●10月7日 昼～10日 日
鉄道模型コーナー、鉄道ミュージアム、鉄道写真展、プラレール、親子の室内遊び場（ポネルンド）、ミニ四駆大会、フードコート・物産販売</p> <p>※7、8日にはサプライズイベントを計画しています。</p> |

SLフェスタの情報はこちら
<http://www.sl-festa.jp/>

問い合わせはこちら
島田市企画課 ☎0547 (36) 7121
✉kikaku@city.shimada.shizuoka.jp

主催：SLフェスタ2011実行委員会 共催：島田市、川根本町、大井川鐵道株式会社
後援：国土交通省観光庁、静岡県 協力：助静岡県市町村振興協会、静岡市ほか

10月1日は「浄化槽の日」です 浄化槽のこと、改めて考えませんか

受検は忘れずに
浄化槽管理者は浄化槽設置時（浄化槽法第7条）と年1回（浄化槽法第11条）の法定検査が義務付けられています。静岡県では（財）静岡県生活科学検査センターが知事の指定を受けています。忘れず受検しましょう。
【問】（財）静岡県生活科学検査センター 焼津検査所施設検査部
☎054 (621) 5030

10月1日は浄化槽の日
浄化槽法が全面施行された日（昭和60年10月1日）を記念して、毎年10月1日は浄化槽の日と定められました。浄化槽の普及促進と法律の周知を通じ、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的としています。

定期的な点検と清掃を
浄化槽の使用（管理者）は、保守点検・清掃・法定検査を定期的に実施することが、法律で



合併処理浄化槽▶微生物の働きを利用して、トイレや台所、ふるなどの生活雑排水をきれいにする装置。

義務付けられています。これは、家庭から出る汚れた水をきれいにする機能を、正常に保つための大切な作業です。

維持管理者は、あらかじめ専門の業者（県の登録業者。清掃の場合、町の許可業者）と委託契約を結び、定期的に点検を実施しましょう。

浄化槽設置には補助金
生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置整備事業を実施する者に対して予算の範囲内で補助します。

※補助の条件として1町内に住所があり2町内に主に住むために使う建物に併設する場合に限り補助をします。

浄化槽への補助額	人槽区分	補助基本額	県費加算基本額	補助限度額
	5人槽	332,000円	83,000円	415,000円
	6～7人槽	414,000円	103,000円	517,000円
	8～10人槽以上	548,000円	137,000円	685,000円

生活健康課 ☎(56)22222